

変更後

社会福祉法人旭川保育事業会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川保育事業会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員等（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

2 この規程でいう役員等とは理事・監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

3 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員の出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(役員等の勤務報酬等)

第4条 役員等が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日に合わせて監査業務を行った場合であっても、次項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(評議員選任・解任委員の勤務報酬)

第6条 評議員選任・解任委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日に合わせて評議員選任・解任委員に係る業務を行った場合であっても、次項の報酬は支払わないものとする。

2 評議員選任・解任委員が、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設に係る業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(報酬総額)

第7条 役員等の報酬は、各年度の総額が別表3の範囲を超えないように支給する。

(出張旅費)

第8条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人旭川保育事業会旅費規程を適用することができる。

(兼務役員等)

第9条 役員等のうち、施設として勤務し、職員として給与支給しているものには、報酬は支給しない。

(改正)

第10条 本規程の改廃は理事会の決議を経て評議員会で決議しなければならない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

この規則は、平成30年6月7日から施行する。

この規則は、令和 8年7月1日から施行する。

別表 1

名称	報酬
評議員出席報酬	5,330円
理事会出席報酬	5,330円
評議員選任・解任委員会出席報酬	5,330円

別表 2

名称	報酬
理事及び評議員会業務報酬	5,330円
監事監査指導報酬	5,330円
評議員選任・解任委員業務報酬	5,330円

別表 3

名称	各年度の総額(積算額)	上限
評議員	5,330円×(7人×4回)=149,240円	150,000円
役員(理事)	5,330円×(6人×9回)=287,820円	290,000円
役員(監事)	5,330円×(2人×8回)=85,280円	86,000円
評議員選任・解任委員	5,330円×(2人×3回)=31,980円	32,000円